

明治期小作関係史料

後藤重巳

当史料は、宇佐市岩保地区の渡辺寿一氏の所蔵する「巖保新田事蹟考」なるものの中に収載される巖保新田に係わる明治期の当新田小作関係史料である。

周知の如く、当新田は、文政八年、西国郡代塩谷大四郎の代官立新田として汐留され築立工事が開始され、数次に亘る堤防決壊、再築工事をくり返した後、慶応元年十月に始めて高入れに附された辛苦多い新田であった。

「巖保新田事蹟考」は、相良律蔵によって編纂され、明治四十三年九月に渡辺家に贈呈されたものであり、残念乍ら今日尚、原書のままで、印行されていない。

宇佐地方に於ける幕末期以降の新田地主の経営実態については、今日までにさして注目すべき史料集の刊行や、研究は見られない。

校訂者は、この事蹟考を近々刊行する予定でいるが、今回、本論叢刊行に当たり、若干の余白を利用して、明治期「小作地貸附心得」などその一部を抄出して紹介する。

小作貸附心得

第一條 小作人及び其家族ハ皆性質温和ニシテ、身体健康、家内和合シテ業務ニ勉励シ、生活質素ナルモノヲ撰ブ可シ。

第二條 小作人ハ、小作地ニ近ク交通便利ニシテ、且ツ使用ノ目的ニ適當シタルモノタル可シ。

第三條 小作人ハ成可、本新田ノ永住者ヲ可トス故ニ移住者ヲ奨励ス可シ。

第四條 本新田移住者ニシテ、住宅建築ノ資カナキモノニ対シテハ、規定ニ依リ家屋ヲ貸附ス可シ。

第五條 小作人ノ勞力資力ニ堪ヘ得ラレザル貸附ヲナス可カラズ。

第六條 小作保證人ハ、成可財産ヲ有シ担当ノ信用アル人ニシテ、氣慨ニ富ミ、小作人ヲシテ小作料ノ滯納又ハ不正ノ行為ナカラシムル人ナルヲ要ス。

第七條 小作料ハ、成可低減シ引続キ欠損ナク取得セラルル事ヲ主眼トスベシ。

第八條 小作米ノ品質、貫量、小作地ニ関スル制限、諸懸ノ分担等、後日紛擾ヲ起スカ如キ事ニ就テハ、小作契約書

ニ明瞭ニ記載シ置クヲ可トス。

第九條 小作契約書ニハ、小作人ノ保護奨励ニ関スル地主ノ施設ヲ、小作人ハ進デ勵行スベキ事ヲ規定スルヲ要ス。

第十條 小作貸附ト共ニ、土地改良又ハ農事改良ニ関シ、勵行ス可キ業務ヲ規定スルヲ利益トス。

第十一條 小作取立ヲ緩慢ニスレバ、地主ノ不利益タルミナラズ、小作人ノ風儀ヲ悪シクシ、且ツ遊惰ニ導クノ恐れアリ、故ニ小作人ノ怨忌ヲ觀慮シテ、之ヲ緩慢ニ附スルガ如キハ得策タラザルベシ。

第十二條 小作取立ハ、期日ヲ定メ、準備ヲナシテ、同日ニ徵収スルガ時間ノ經濟ナルノミナラズ、記帳ニモ大ニ利益ニシテ、且ツ小作人ヲ奨励指導スルニ便宜アリ、故ニ取立日ヲ一定スルヲ可トス。

第十三條 小作人ノ納入ヲ遲滞シタルモノアルトキハ、直ニ督促シ、尚ホ納入セザレバ其状態ヲ調査シ、将来不安ト認ムル所アレバ、小作料ノ多ク重ナラザル前ニ、又小作人ノ甚ダシク窮境ニ陥ラザル時ニ、少々ノ損失アリトスルモ、早ク適當ニ所置スルヲ可トス。

第十四條 小作料ノ軽減ハ、全ク地主ノ恩恵トナス。然シテ小作人ノ怠惰又ハ投機的業ニ基因スル不作ニ對シテハ絶對ニ軽減セザルヲ可トス。

第十五條 小作取立ニ関シタル事項ハ、可成詳細ニ記載シ置クベシ。

第十六條 地主ハ常ニ堤防ノ改修築及ビ灌配水ニ留意シ、小作人ヲシテ不安ノ念ナカラシム可シ。

第十七條 小作人ハ、地主ノ股肱ナリ、手足ナリト心得、充分愛護シ、且ツ奨励セザル可カラズ。是レ地主ノ義務ノミナラズ、自衛ノ要務タリ。

第十八條 地主ハ時々小作地ヲ巡視シ、小作人ノ業務ヲ激励指導シ、精勵ナル小作人ヲ表彰スベシ、是ガ為メ、小作地ノ立毛又ハ耕作方法ヲ品評シテ、賞品ヲ与へ、又ハ期待スルガ如キハ最モ良法ナリトス。

第十九條 地主ハ時々農事講話会又ハ品評会、競技会等ヲ開催シテ、相互ノ疎通ト利益トヲ図ル可シ。

第二十條 地主ハ農事ノ改良方法ヲ先ヅ実験シ、好果ヲ収メ得ラルルニ至レバ、之ヲ小作人ニ勵行セシム可シ。

第二十一條 地主ハ病虫害ノ予防驅除ノ模範ヲ示シテ小作人ヲ誘導ス可シ。

第二十二條 地主ハ小作人ノ為メニ産業組合ヲ設立シ、且ツ販売生産ヲ一層有利ニ誘導ス可シ。

第二十三條 地主ハ実験シテ良好ト認メタル種苗肥料農具ヲ小作人ニ紹介シ、且ツ其共同購入ヲ斡旋スベシ。

第二十四條 小作人ニシテ、肥料資金ヲ有セザルモノニ対シテハ、規定ニ依リ肥料ノ貸附ヲナス可シ。

第二十五條 地主ハ小作人ニ勤勉貯蓄ヲ奨励ス可シ。

第二十六條 地主ハ小作人ノ矯風德行ノ指導者タルベシ。

第二十七條 地主ハ小作人ノ發達ヲ助成シ、災難ヲ救護ス可シ。

第二十八條 地主ハ小作人ニ適當ナル信仰ト娯樂ヲ提供ス可シ。

第二十九條 地主ハ小作人ノ為メニハ、万般ノ顧問トナリ、且ツ補助者タル可シ。

住宅貸附規定

第一條 巖保新田ニ移住シ、渡辺家ノ土地ヲ小作スルモノニシテ、住宅建築ノ資力ナキモノニ対シ、住宅ヲ貸附スルモノトス。

第二條 住宅貸附期限ハ、十ケ年以内トス。

第三條 第二條貸附期間ハ、無家賃ニシテ、修繕ハ小作者ノ負担トス。

第四條 第二條ノ無家賃貸附期間ヲ經過シタルトキハ、小作者ノ希望ニ依リ、家屋ノ一部若クハ全部ヲ本人へ売渡シ、又ハ低廉ナル家賃ヲ以テ、永久貸附スルモノトス。

第五條 天災地変ニ依リ罹災ノ節ハ、地主ノ損失トス。

肥料貸附規定

第一條 渡辺家所有ノ土地ヲ小作スルモノニシテ、肥料資金ヲ有セザルモノニ對シ肥料貸附ヲナスモノトス。

第二條 地主ハ予メ小作者ノ要求スル肥料ノ種別ト、需用高ヲ調査シ、購入シ置クモノトス。

第三條 肥料ハ稲麦作ノ二期ニ於テ小作地主別ニ相当スル額ヲ貸附スルモノトス。

第四條 地主ノ貸附スル肥料ノ價格ハ、原価ニシテ、地主ハ厘毛ノ利益ヲナサザルモノトス。

第五條 小作者ハ、毎年一月二十日、五月二十日ノ兩期ニ於テ、販売スベキ米麦ヲ共同販売ニ附シ、其代金ヲ以テ地

主ニ對シ肥料代金ヲ返辨スルモノトス。

第六條 小作者ニ於テハ、第五條ノ期限外ト雖モ、内入金ヲ為スヲ得ルモノトス。

第七條 小作者ハ、地主ニ對シ三人以上連帶ノ借用證書ヲ提供スベシ。

第八條 地主ハ貸附シタル金額ニ對シ、一年一割以内ノ利息ヲ附シ、徴収スルモノトス。

附録(一) 戸口發達一覽

年次	戸数	人		計人
		男人	女人	
慶応二	三	三	二	五
明治元	三	四	二	六
〃 二	五	一一	六	一七
〃 三	五	九	六	一五
〃 四	八	一六	一一	二七
〃 六	一二	二八	二七	五五
〃 四三	四二	一四三	一一二	二七五

附録(二) 石高及地価

年号	地目	反	別	石高及地価
慶応元	畑	九、五一五反		六、九八三石
〃	畑	一、三三二		三、七七七
〃	計	二、四九〇六		一、〇、七五四石
明治七	畑	三、五〇〇五		四、九四七八一円
〃	畑	七、八二七		一
〃	宅地	一、〇〇二四		一、一三、九七九
〃	塩田	六、六八〇六		五、二六、六九五
〃	藪	六、二七		一、一七三
〃	計	一、二〇、四二六		一、一八、二、九八八
明治二七	田	四、一八、四一八		三、八一〇、八六八
〃	畑	七、七、七〇八		二、八五、四〇六
〃	宅地	一、二〇四		六、〇〇七
〃	砂地	二、四、九一四		三、七、四六
〃	計	五、三、三二四		一
明治三三	田	四、九四、八〇五		四、三九〇、九五一

明治二二	畑	一、一五二、二九	三、八〇、二八一
〃	宅地	一、七、八二〇	一、四、五、四四〇
〃	塩田	六、九、二二〇	五、三〇、七四九
〃	山林	六、二、七	一、一、一七三
〃	原野	四、八、五二四	一、四、五、七三
〃	雜種地	二、四、九二三	三、七、四六
〃	埋葬地	四〇〇	〃
〃	堤防地	五〇五	〃
〃	溜池	二三	〃
〃	汐溜池	四、五、七一一	〃
〃	溝敷	一〇、七、六一五	〃
〃	道敷	二、五、一一二	〃
明治四三	計	九、八、一、〇〇八	五、四、六、九一三
〃	田	五、二、六、七〇九	四、四、六、七、四八〇
〃	畑	一、一、七、九二四	四、一、〇、三五〇
〃	宅地	一、八、七、二二〇	一、四、八、二二〇
〃	山林	六、二、七	一、一、一八〇

明治四三	原野	五、一、九、二六	一、五、六、〇〇
〃	雜種地	三、三、二二	五、一〇
〃	池沼	四、五、四一七	二、二、七、三〇
〃	塩田	七〇、三、二五	五、三、六、七一〇
〃	社地	四〇〇	〃
〃	埋葬地	五〇五	〃
〃	堤防	四、八、七二〇	〃
〃	溜池	二、一、七	〃
〃	汐溜	二、八、一、七	〃
〃	溝敷	〃	〃
〃	道敷	〃	〃
計			

附録(三) 小作料

年次	米	大豆
慶応一	三九九八石	一、二〇〇石
明治元	二八七七〇	四二五五
〃	一三九五〇〇	三、二〇〇
〃	一五七二九〇	五、二二五
〃	一五五〇三一	四、一三〇
〃	一六五〇六〇	一、三六〇
〃	一五六五八二	一〇、〇七七
〃	一五四六九二	一〇、七三六
〃	七九五七	五、三二四
〃	七九〇五一	五、一三二
〃	一〇〇、三二九	三、〇九二
〃	一七五、〇九三	一、一〇二五
〃	二七九八三三	三七、五六三
〃	三〇六八三四	二四、二一九
〃	四四〇、六四九	四五、三〇六

(米) (米) (米)